

大 津 市 情 報 公 開 審 査 会 答 申

( 諮 問 第 2 号 )

平 成 9 年 2 月 2 1 日

大 津 市 情 報 公 開 審 査 会

## 答 申

### 第1 審査会の結論

皇子山球場改修方針検討業務報告書に係る公開請求に対して、非公開とした概算事業費については、これを公開することが適当であると判断する。

### 第2 異議申立ての経過

#### 1 公開請求

平成8年7月17日、異議申立人は、大津市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、大津市長に対し、「皇子山球場改修について、平成8年3月末日に（社）日本公園緑地協会がまとめた調査結果全文」の公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

平成8年7月23日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として、「皇子山球場改修方針検討業務報告書（以下「本件公文書」という。）を特定し、「概算事業費の部分」（以下「本件非公開部分」という。）を除いて公開するとの部分公開の決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない理由を次のとおり付して異議申立人に通知した。

##### (1) 条例第6条第7・8号に該当する。

本件公文書には、改修方針に係る概算事業費が記載されており、これを公開すると今後の事業の具体的な推進に影響を生じさせ、行政の公正かつ適正な意思形成に支障が生じる。

また、この部分は、入札等に関する情報であって、公開することにより、今後の事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

#### 3 異議申立て

平成8年8月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分を取り消し、公開を求める異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての趣旨

実施機関の本件処分の非公開理由は不当であり、本件公文書は公開が妥当である。

### 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の異議申立書の主張は、概ね次のとおりである。

1 市が（社）日本公園緑地協会に委託した「本件公文書」の公開に際し、同報告書に記載されている概算工事費を条例第6条第7・8号に該当するとして、「これを公開すると、今後の事業の具体的な推進に影響を生じさせ、行政の公正かつ適正な意思形成に支障が生じるため」さらに「この部分は、入札等に関する情報であって、公開することにより、今後の事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため」として、非公開とした。

しかし、

(1) 公共の建造物にどの位のカネがかけられるのかは、税金を収めている市民にとって重要な情報であり、建設や計画が決定される前に、当然知る権利がある。

(2) 非公開の理由も具体的にどんな影響が出るのか明らかにされておらず、「行政の公正かつ適正な意思形成に支障が生じる」とあるが、その中身には一切触れていないため理由になっていない。

(3) 近年の情報公開に関する訴訟では、「実施機関は、公文書の公開で非公開とする場合、公開によって生じる障害等を、個別具体的に証明しなければならない」趣旨の判断をしている。今回の決定通知書の理由付記についても同様に、非公開の決定をするならば、どのような支障や障害が生じるかを詳しく説明する必要がある。

(4) 概算工事費の公開が入札の障害になるというが、その場合、建設業者が決まるまで、市民は一切金額を知ることができず、市民の知る権利を著しく害する。

上記のことから、概算工事費の非公開は、不当であり公開が妥当である。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び意見・説明を聴取した結果、概ね次のとおりである。

### 1 本件公文書について

平成6年1月に、大津市軟式野球連盟他10野球関係連盟から皇子山球場の施設の老朽化に伴う改善、設備の充実等の改修要望があり、同年3月市議会に滋賀県野球連盟から同球場改修についての請願が提出・採択された。

このことから、改修方針を検討するための資料を作成すべく、平成7年度に（社）日本公園緑地協会に「皇子山球場改修方針検討業務」を委託して本件公文書を作成したものである。

2 条例第6条第7号に該当することについて

本件公文書は、市として野球場改修方針を検討するために作成した資料である。

このように、市として公正かつ適正な意思形成を図るうえでの参考資料として作成したものであり、本来公開すべき性格のものとは言い難いものであるが、野球場という多数の市民が利用する施設であることから、野球関係団体から意見を聴取するため、概算工事費を除いた資料で説明した経緯もあり、一定規模を想定して作成した参考資料として本件非公開部分を除いて公開したものである。

非公開とした概算工事費は、土質調査・埋設物の状況の基礎調査の未実施段階において、他の先進事例等を参考に試算した野球場本体に係るものであり、駐車場の設置、観客の交通安全対策等などの野球場改修に関連する公共施設整備等に係る経費等を含めた全体の事業費を示すものでなく、したがって、野球場改修方針を検討するに際しての具体的な判断材料の一つにすぎないものである。

このようなことから、野球場改修方針の検討段階での公開は、市民に誤解や混乱を招き、市として改修計画事業の公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じるおそれがあるため、条例第6条第7号に該当すると判断したものである。

3 条例第6条第8号に該当することについて

本件公文書に記載している概算工事費は野球場本体改修工事について、他の先進事例等を参考にしながら試算した金額ではあるが、仮に本件公文書に記載された計画（案）に即して改修工事が行われることになった場合この概算工事費は、野球場本体工事の発注時における設計金額を誘導する蓋然性が高くなる。

こうしたことから、概算工事費を公開すると、あたかも野球場本体工事の設計金額そのものごとく受けとめられ、工事発注時における応札業者の真剣な見積努力や適正な競争の確保を損ない、公正かつ円滑な入札執行事務に著しい支障が生じるおそれがあるため、条例第6条第8号に該当すると判断したものである。

第6 当審査会の判断理由

1 異議申立てについて

異議申立て理由の大意は、次の二点である。

公共の建造物の費用について納税者が、計画決定前に知る権利を有すること  
非公開理由が抽象的であるので、具体的に説明されるべきこと

については、適用除外事由に該当するか否かによって判断されるべき事柄であると思料されるので、結局、非公開理由があるか否かの判断によることとなる。

については、一般的主張としてはその通りであると考えられる。しかし、この理由が、客観的に合理的でなければならないことはいうまでもないが、それが結果とし

て対外的にどのように提示されるかは、問題となる情報の性格に係るものと考えられる。すなわち、非公開とされた情報自体の内容を示さないと、非公開とすべきであるとの説明が不可能なものもあると考えられるのである。

したがって、非公開決定の理由について可能な限り説明されるべきであるという意味に理解するほかないと考える。

## 2 条例第6条第7号に係る非公開理由について

まずこの点について判断する。はいわゆる非公開とすることができるものとして条例自体に列挙されている事項（条例第6条第7号）に関わる。

本号は、企画等の意思形成に関する情報であって、公開することによりその意思形成又は同種の意思形成を公正かつ適正に行うことに著しい支障が生じるおそれのあるものについては、これを、いわゆる適用除外としている。

通常、公共事業について意思形成情報として非公開とされる根拠は、多様であるが、たとえば、財産権者をはじめとする利害関係者が多様にわたり、また、それら相互の関係が複雑多岐であり得ることから、情報提供に偏差があったり、ひいては関係者の間で疑心暗鬼の状態を生じたりして、結局、事業実施が困難になったり、事業実施のプロセスが混乱することがあり得るからである。

これは、金額の公開のみならず事業の計画（案）そのものにも関わるが、本件公文書については、公開されている部分と非公開とされた概算事業費との間で、条例第6条第7号の要件に係る判断として、両者を区別しなければならない根拠は見出し難いように思われる。

すなわち、本件については、計画（案）については意思形成における阻害要因にならないと実施機関が判断しているのに、金額を明らかにすることが阻害要因になるということについては、妥当でない。

## 3 条例第6条第8号に係る非公開理由について

本号は、入札等の事務事業で、事務執行上公正かつ円滑な執行を阻害する情報については、非公開とするものとしている。

さて、本件概算事業費について検討するに、第6の2で検討したように、条例第6条第7号の要件を充足しないなら、本号のみが問題となることについては、異論はないであろう。

そこで、本件においては、特に、次のような本件概算事業費の性格が確認されなければならない。

本件公文書は前述（第5の(1)のとおり）の経緯から、市長の政策検討のなかで参考資料として示されたものであって、本件概算事業費もそのような性格をもつ

本件公文書で示された金額であること

事業案自体が、なおも予想される全体像からすると一部にとどまるものであること

実施機関の説明によれば、金額の積算根拠がいわゆる正確な見積りによるものではないこと

正確な見積りは基本設計がなされた段階で公表し、また予算等の措置として別個に手続を履行されるはずのものであること

以上のことから、本件概算事業費が公開されることによって、現実には、本号に抵触する事態を生ぜしめるとは考えられない。

したがって、結論のように判断する。

#### 4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成8年 9月19日	諮問書の受理
平成8年10月 4日 (第1回審査会)	諮問内容の調査検討、審議計画の決定
平成8年11月18日 (第2回審査会)	実施機関の意見説明の聴取 異議申立人の意見説明の聴取の取扱
平成8年12月25日 (第4回審査会)	審 議
平成9年 1月24日 (第5回審査会)	審 議
平成9年 2月17日 (第6回審査会)	審 議
平成9年 2月21日	答 申